

## 国立国会図書館の資料デジタル化事業の現状と課題

国立国会図書館電子情報部副部長  
佐藤 毅彦

## 1 国立国会図書館における資料デジタル化の概要

## 1.1 はじめに

国立国会図書館は、国立国会図書館法に基づき、納本制度によって出版物を網羅的に収集し、文化的資産として後世に伝えるとともに、国会、行政・司法各部門及び国民の利用に供することとされている。当館では、資料の利用と保存の両立を図るため所蔵資料のデジタル化を進めてきたが、近年の著作権法改正に伴い、当館の資料デジタル化を取り巻く環境は大きく変化している。

## 1.2 所蔵資料のデジタル化

当館では、平成 12 年度以降、著作権処理を行ったものをデジタル化し、インターネット公開するという形で、継続的に所蔵資料のデジタル化を進めてきた。

平成 21 年の著作権法改正により著作権法第 31 条第 2 項が新設され、当館が、権利者の許諾なしに所蔵資料を保存のためにデジタル化できるようになった。また、平成 21 年度及び 22 年度に巨額の補正予算が計上されたことにより、所蔵資料のデジタル化は急激に進んだ。平成 25 年 9 月末時点で、明治期以降の図書約 34 万点を含む約 47 万点の資料をインターネット公開しており、館内限定提供の約 180 万点と合わせて、約 227 万点のデジタル化資料を提供している（別紙 1）。

デジタル化資料をインターネット公開するに当たり、当館では文化庁長官裁定制度も利用している。大量の著作権処理を行ってきた立場から、当館における裁定制度の現状と課題について、2 で詳しく述べる。

## 1.3 図書館向けデジタル化資料送信サービス

インターネット公開できない資料については、当館内に限定して提供を行っていたが、平成 24 年の著作権法改正により著作権法第 31 条第 3 項が新設され、デジタル化資料を全国の公共図書館等に自動公衆送信できるようになった。ただし、電子書籍市場の形成、発展の阻害とならないようにする必要のあるため、送信先を著作権法第 31 条第 1 項の適用がある図書館等に限定し、送信対象資料を一般に入手することが困難な絶版等資料に限定している。送信を受けた図書館等では、利用者の求めに応じてデジタル化資料の閲覧・複写サービスを行うことができる（別紙 2）。

本サービスについては、大規模な国費を投じて実施した資料デジタル化の成果をより多くの人に活用していただけるよう、出版者、権利者等関係の方々への御理解、御協力を賜りながら、より一層の利便性の向上や運用上の課題の解決等に取り組んでいきたいと考えている。

## 2 裁定制度利用の現状と課題

### 2.1 現状

先述のインターネット公開中の図書のデジタル化資料約 34 万点のうち、約 8.5 万点の資料が裁定を受けた著作物を含むものである。裁定は、平成 17 年以来 5 回受けている（このほか、平成 11 年に電子展示のために 1 回裁定を受けている）。このうち、2 回はインターネット公開に関する利用期限（5 年）が満了したことに伴う再裁定である（別紙 3 表 1、表 2）。

当館で行っている著作権処理の作業は、別紙 3 図 1 のとおりである。このうち、著作者の没年調査及び著作権者の連絡先調査については、著作権法施行令第 7 条の 7 等に基づいて行っている。それぞれの調査過程での判明実績は、別紙 3 表 3 のとおりである。

5 年間のインターネット公開に対する補償金は、直近の裁定（平成 24 年 3 月 1 日）では 81 円（著作物 1 件当たり）である。補償金の算定は、電子書籍の平均価格を基礎として用いている。補償金の供託は著作物 1 件ごとに行うため、国全体の年間供託件数（供託金に限る。）の 2 割近くを占めることもある。供託した補償金が受け取られた事例はない。

### 2.2 課題

第 1 に、著作権調査に関する問題がある。全体に個人情報保護の潮流により、検索や照会等による情報の取得が困難になってきている（別紙 3 表 3）ほか、名簿・名鑑類については更新版の発行がない場合が多く、情報の有効性が下がってきていること（別紙 3 表 4）、古い資料を裁定対象としているため、公開調査による判明率も低いこと（別紙 3 表 5）、取得した情報に基づいて権利者と連絡しようとしても住所が無効である等の理由により連絡がとれないこと等の問題がある。特に再裁定の場合には、初回裁定以後の新たな情報源がほとんど期待できず、公開調査により連絡先が判明する事例も少ない。

したがって、調査手法の簡素化について、検討の余地があると考ええる。

第 2 に、補償金の供託に関する問題がある。これまでのところ、供託した補償金が著作権者に支払われたことがなく、現実に著作権者の利益とはなっていない。また、大量の資料デジタル化に伴う裁定について、個別の著作物ごとに供託を行うことは、文化庁や裁定申請者だけではなく国の供託事務にも大きな影響を与えられられる。

当館に関しては、裁定を受けた著作物の著作権者から補償金の請求があった場合には、法的な根拠があれば然るべく補償を行うことも考えられる。また、補償金自体についても、現在の裁定利用期間（5 年）や補償金の算定方法については、検討の余地があると考えられる。

第 3 に、裁定結果の共有及び他の裁定への活用に関する問題がある。現在も当館に対して、裁定を受けてインターネット公開している資料画像の利用に係る問合せがあるが、再度利用者が裁定を受けなければ二次利用することができず、公的に作られたデジタルアーカイブの活用が困難になっている。

このため、裁定を受けた著作物、著作者等をデータベース化する等裁定結果を共有できるようにすることや、一旦行われた裁定について、第三者が裁定申請する根拠としてより簡易に活用できるようにすることが、著作物の有効な利活用の面からも望ましいと思われる。

# デジタル化資料提供状況

平成25年9月末時点(概数)

提供種別	インターネット 公開	館内限定提供	合計
図 書	34万点	56万点	90万点
古 典 籍	7万点	2万点	9万点
雑 誌	0.5万点	104.5万点	105万点
博士論文	1.5万点	12.5万点	14万点
(その他)	4万点	5万点	9万点
合 計	47万点	180万点	227万点

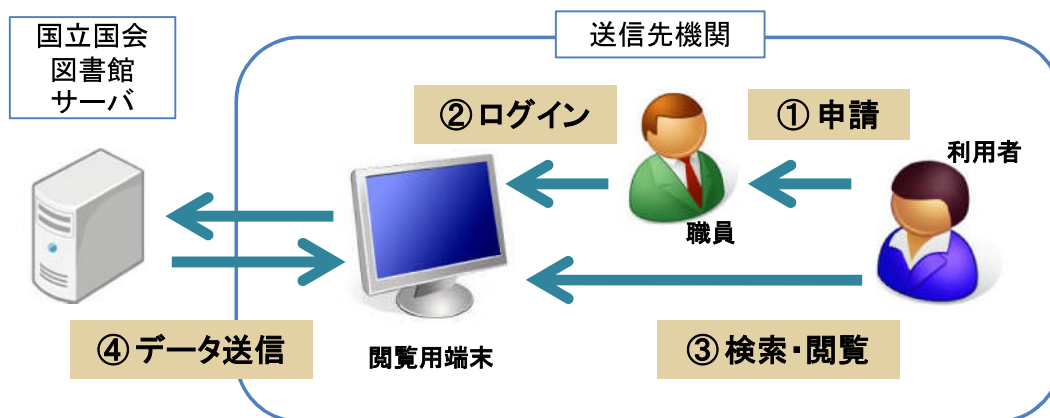
注) 提供数は著作権処理等により日々更新されている。

# 利用方法：閲覧

別紙 2

## ● 閲覧

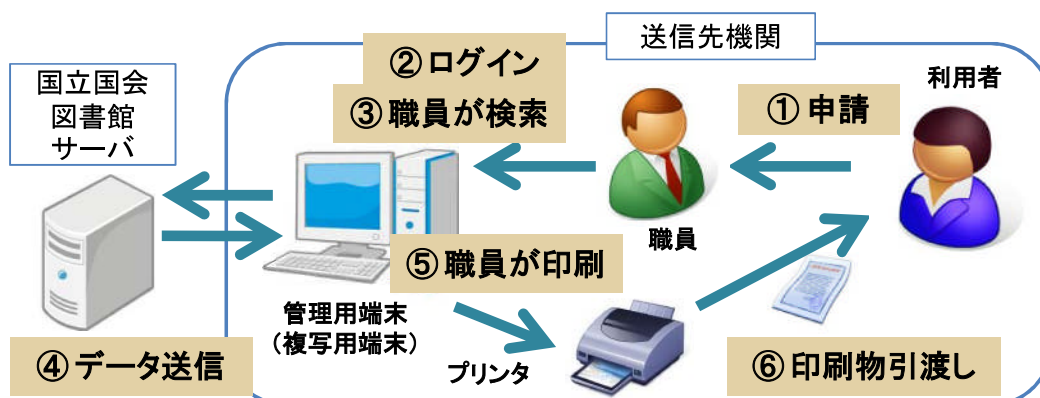
- 利用者の申請を受けて図書館職員がログイン
- 利用者が端末でデジタル化資料を閲覧
- 図書館施設内での利用に限定



# 利用方法：複写

## ● 複写

- 利用者の申請を受けて図書館職員が複写製品を印刷（利用者自身によるセルフコピーは不可）
- 著作権法の範囲内であることを図書館職員が確認
- 複写記録を作成



## 裁定制度の利用実績等について

表 1 これまでに受けた裁定の一覧<sup>1</sup>

裁定年月日	裁定を受けた 著作物数	裁定を受けた 著作者数
平成 17 年 4 月 18 日	539 件	229 名
平成 18 年 1 月 23 日	72,044 件	38,572 名
平成 21 年 12 月 18 日 (平成 17 年分の再裁定)	309 件	131 名
平成 22 年 12 月 27 日 (平成 18 年分の再裁定)	67,194 件	37,113 名
平成 24 年 3 月 1 日	59,661 件	34,921 名

表 2 平成 25 年 9 月末時点で裁定に基づいて公開している著作物・著作者の数

著作物数	105,787 件
著作者数	58,192 名

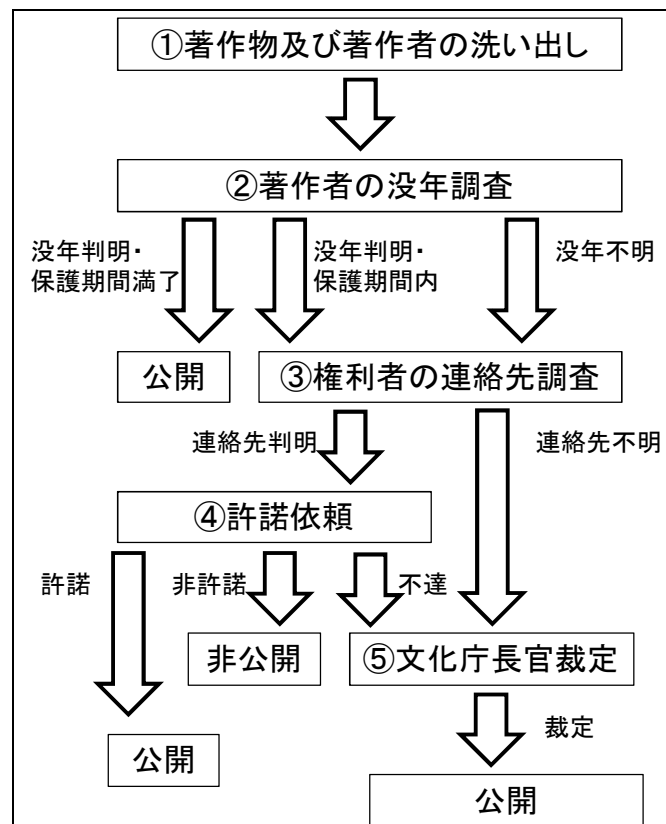


図 1 著作権処理の作業手順

<sup>1</sup> なおこれ以外に、平成 11 年度に「絵本ギャラリー」のために裁定を受けている。

表 3 調査過程での判明実績（平成 17 年度裁定分以降）

調査方法	調査対象著作者数（延べ人）	連絡先判明（人）	判明率（％）
名簿・名鑑類の閲覧	150,124	6,245	4.2
ネット検索サービスによる情報の検索	100,538	91	0.1
同種の著作物等の販売等を行う者への照会	10,318	83	0.8
著作者団体等への照会	60,825	573	0.9
一般に対して情報提供を求めること（当館及び CRIC ウェブサイト）	136,451	92	0.1

表 4 主な名簿・名鑑類での調査の状況

資料名	連絡先が掲載されていた著作者数	実際に許諾につながった著作者数	（参考）最新版の刊行年
文化人名録 （別タイトル『著作権台帳』）	5,450 名	676 名	冊子：平成 13 年（第 26 版） CD-ROM：平成 14 年（2002 年版）
日本紳士録	340 名	43 名	平成 19 年（第 80 版）
現代日本人名録 <sup>2</sup>	0 名	0 名	冊子：平成 14 年（新訂版） CD-ROM：平成 16 年（2004 年版）
現代日本人名録 物故者編	14 名	0 名	CD-ROM：平成 14 年（1901-2000 年版）
人事興信録	441 名	62 名	平成 21 年（第 45 版）

※複数の資料に記載されている場合、重複して計上している。

<sup>2</sup> 連絡先の調査には有益ではないが、没年が判明することが多いため使用している。

表 5 著作者情報公開調査の結果

実施年度	対象著作者数	情報提供件数	連絡先が判明した権利者数	(参考：没年 が判明した権利者数)	提供された情報により公開可能となった資料数
平成 15 年度	51,906 名	738 件	60 名	532 名	1,193 点
平成 16 年度	1,486 名	7 件	5 名	3 名	6 点
平成 17 年度	2,284 名	7 件	1 名	5 名	0 点
平成 21 年度 (平成 17 年度の再裁定分)	140 名	7 件	4 名	0 名	4 点
平成 22 年度 第 1 回 (平成 18 年度の再裁定分)	38,069 名	71 件	2 名	51 名	15 点
平成 22 年度 第 2 回	42,566 名	94 件	20 名	11 名	19 点